企業会計基準委員会(ASBJ)御中

「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」についての意見（案）

2017 年 3 月 13 日
経団連経済基盤本部

「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」について、以下の通り意見を述べる。

質問１（回答者の属性）

財務諸表作成者

質問 2（有用な情報について）

会計基準等の公表・改訂理由について「国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から」とだけ説明されているケースが相当数存在する。会計基準の開発時においては東京合意の下でのスケジュールの関係からやむをえなかったと考えられるが、会計基準等を高品質なものに維持する観点からは、このタイミングであらためて会計基準等の目的・必要性を明確にするべきである。

特に開示については、利用者が開示を求める理由、財務分析における活用方法、その開示が無いとなぜ問題なのか(他の開示で代替できないのか)等を作成者が理解できなければ、利用者のニーズに応える開示を行うことができないので、目的・必要性の明確化は必須である。これまで、抽象度の高い理由で開示が要求されるケースが多くあったが、今後は、ASBJ の委員会の場で、実務に即した議論を行い、開示を要求する場合には、開示の具体的な目的・必要性を明確化すべきである。適用後レビューを通じて、これまで求めてきた開示について、開示の目的・必要性の観点から全面的に整理・見直しを行うべきである。

なお、現状、特に懸念している開示を例示する。

（ア）退職給付に関する会計基準、同適用指針

・コンバージェンスが優先され、IFRS に準じた詳細な開示が要求されているが、開示の目的・必要性が会計基準等に説明されていない。特に年金資産の内訳開示については目的・必要性が全く理解できていない。

（イ）金融商品に関する会計基準、同適用指針

・金融商品の時価開示について、一般事業会社が開示する意義・有用性が説明されていないにも関わらず、製造業の開示例が 2 パターンも紹介されている。開示の有用性が分からない状況では、企業は開示要否の重要性の判断等ができず、機械的に開示例に添ったボイラープレートの開示を行わざるを得ない状況である。

（ウ）賃貸等不動産の時価に関する会計基準、同適用指針

・コンバージェンスの観点から開発されたものと考えるが、特に一般事業会社が開示する意義・有用性が説明されていない。

質問４（予想外のコストについて）

日本基準と IFRS とで、会計処理が同一でも表示する勘定科目が異なる場合には、実務上の負担が生じている可能性があり（※）、適用後レビューでもきめ細かに対応して欲しい。

（※）例えば、「連結財務諸表に関する会計基準」第 28 項は、子会社株式の追加取得時の追加取得持分と追加投資額との差額を資本剰余金に表示するべきと定めている。一方、IFRS10 号（連結財務諸表）第 23 項は、子会社株式の追加取得を資本取引であると定めるにとどまっており、資本剰余金のみならず利益剰余金での表示も容認されている。

質問５（その他）

（１）適用後レビューの範囲

適用後レビューの範囲に、企業会計基準、企業会計基準適用指針のみならず実務対応報告を含めたことも適切と考えている。

加えて日本公認会計士協会（JICPA）が公表している実務指針については、実質的に実務を拘束するものであり、改廃の権限は実質的に ASBJ が有しているものと理解している。適用後レビューの検討において、JICPA の実務指針に関する意見も対象とすべきである。

（２）会計基準等のヒエラルキーの整理

これまでの基準開発では、実務対応報告に、会計基準・適用指針レベルの内容が規定されている例(開示も含め)が見受けられる。そこで、今回の適用後レビューの実施にあたっては、今後の基準開発の指針となるよう、企業会計基準・適用指針・実務対応報告の区分についての考え方を示し、整理を行うべきである。

特に実務対応報告については、第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」のような会計基準・適用指針レベルと考えられるものから、「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」のように従来議事概要で対処されていたものまで千差万別である。特に実務対応報告の中で開示規定を安易に設けること、最近の例を挙げれば実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」、については、それが適切かどうかを真剣に検討していただきたい。

以上